<認定家賃債務保証業者制度> 認定申請等について

国土交通省 令和7年6月27日作成

目 次

- 1. 認定制度·申請全般等 · · · P2
- 2. 申請書類の提出先等一覧 · · · P3
- 3. 認定申請時の提出書類 · · · P4
- 4. 認定申請書等の記載例 ···P5~14

◆ 認定申請について

- ・申請・届出にあたっては、必ず国土交通省のホームページをご覧ください。
- 様式のダウンロードはホームページから行うことができます。
- ・認定申請書等の記入方法等は、P5以降をご参照ください。

◆ 申請書等の提出先

- ・申請者の主たる事務所(本社等)の所在地を管轄する地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で受け付けます。(P3の管轄都道府県一覧をご参照ください)。
- ・提出部数は正本1部です。
- 提出方法については地方整備局等にご確認ください。

◆ 変更届出について

・申請書に記載した事項に変更が生じた場合、遅滞なく(変更が生じた日から 30 日 以内程度)変更届を提出する必要があります。

◆ 標識について

・認定業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。

申請書類の提出先等一覧

申請書類の提出先等一覧										
認定制度担当課名	電話番号	申請者の主たる 事務所(本社等)の所在地								
北海道開発局事業振興部都市住宅課	011-709-2311	北海道								
〒060−8511										
北海道札幌市北区北8条西2										
札幌第1合同庁舎16階										
東北地方整備局建政部都市・住宅整備課	022-225-2171									
〒980−8602		秋田県、山形県、福島県								
宮城県仙台市青葉区本町3−3−1										
仙台合同庁舎 B棟 14階										
関東地方整備局建政部住宅整備課	048-601-3151									
〒330−9724		埼玉県、千葉県、東京都、								
 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1		神奈川県、山梨県、長野県								
さいたま新都心合同庁舎2号館 6階										
北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課	025-280-8880	新潟県、富山県、石川県								
〒950−8801										
新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1										
新潟美咲合同庁舎1号館										
中部地方整備局建政部住宅整備課	052-953-8574	岐阜県、静岡県、愛知県、								
〒460-8514		三重県								
愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1										
名古屋合同庁舎第2号館										
近畿地方整備局建政部住宅整備課	06-6942-1141	福井県、滋賀県、京都府、								
〒540−8586		大阪府、兵庫県、奈良県、								
大阪府大阪市中央区大手前3-1-41		和歌山県								
大手前合同庁舎										
中国地方整備局建政部都市・住宅整備課	082-221-9231	鳥取県、島根県、岡山県、								
〒730-0013		広島県、山口県								
広島県広島市中区八丁堀2-15										
四国地方整備局建政部都市・住宅整備課	087-851-8061	徳島県、香川県、愛媛県、								
〒760-8554		高知県								
香川県高松市サンポート3-33										
高松サンポート合同庁舎11階										
九州地方整備局建政部住宅整備課	092-471-6331	福岡県、佐賀県、長崎県、								
〒812-0013		熊本県、大分県、宮崎県、								
福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7		鹿児島県								
福岡第2合同庁舎 別館4階										
沖縄総合事務局開発建設部建設産業·地方整備課	098-866-0031	沖縄県								
〒900−0006										
沖縄県那覇市おもろまち2-1-1										
那覇第2地方合同庁舎2号館										

制度全般に関するお問い合わせ	電話番号
国土交通省住宅局安心居住推進課	03-5253-8111
所在地 〒100-8918	
東京都千代田区霞が関2-1-3	

認定家賃債務保証業者制度 認定申請時の提出書類一覧

NI -		提 出 書 類	定型書式	書類の	の要否	備考
No.		佐 田 昔 規	正空書九	法人	個人	加考
1	認定申請書	(第一~五面)	別記様式 第四号	0	0	
2	内部規則等	の写し		0	0	・「内部規則等」とは、内部規則その他これに準ずるものをいう。(業務マニュアル等を含む。)
	本人確認書類の写し					・運転免許証、個人番号カード、旅券、健康保険証、国民年金手帳など氏名、住所、生年月日の記載のあるものの写し ※運転免許証の場合は裏面の写しも必要(住所変更の履歴確認のため)
3	役員(全員)			0		
	個人				0	・申請者が未成年者の場合、法定代理人の書類も必要。
	使用人			0	0	
4	4 法人の登記事項証明書			0		 ・本店所在地の法務局(登記所)発行 ・現在事項証明書又は履歴事項証明書に限る ・3か月以内に発行されたものに限る ・写し可 ・申請者が未成年者かつ法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書も必要。
5	法人の定款			0		
6	誓約書		別記様式 第五号	0	0	
7	業務の状況に関する書面		別記様式 第六号	0	0	
8	債務保証業務規程 ※居住支援法人の場合			0		支援法人である場合は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条 第1項に基づく都道府県知事の認可を受けた債務保証業務規程を添付。
9	返信用封筒			0	0	・A4サイズ、宛先を記載の上、140円分の切手を貼付。 ※認定通知の郵送を希望しない場合(来局する場合など)は不要。

別記様式第四号 認定申請書(第一面)

川紀子	- 44-1	п п.	(htts:	÷ 1.	. 久	BB 150	١.																			(A4)	١
引記様式	(寿)	의万	(弗-		-*	判怵	:)		=	-21		بنر				=	±	_	-							(A4,	,
									Ä	必		疋				Ħ,	育	-	書								
														第一													
	項(の規グ		より	、家	賃債	務保																第72 頁の記				
)年(月〇日	3
(1)																											
	0	⊃地	方整	備月	昂長		殿																				
									主 <i>た</i> 所	こる	者 自 事務 戸 名 科	所又 f	くは? 在	営業 地		2階	Ł	千代 呆証				2 –	1 – :	3国:	土交通	通ビル	
											→ロ 12. 場合)					代表						小郎					
			受付	番号	-						"。 †年月					, 45		- 10	HA	p		22.49					
	*		(2	_				*]												
												*	4	認定	番号	.	国十	:交ì	孟 士	占部	2 完 () 1	第		号	.]
												*			手月		四二		ш/(LT PIL	年		<u>/ </u>			日	
+GE 187.	_				7 £L	77	e 43- 7	ar:							,										+ 1		DII.
項番		人者	<u> </u>	1	4 移列	}	性) 4	1	6	7	8	Q	0	1	2	2	(3))					(E	$\overline{}$	$\overline{}$	個人の 1.法	
1 1				カ	ス	1	力	٠	セ	\vdash	ホ		3	ゥ	_	J	0	,			!		0	シ _L		2. 個	
4	フ	リフ	ガナ		-	<u> </u>									-					-	 	-					
	商	号]	ス は	霞	が	関	保	証	株	式	会	社															
	名		称																								
	住		所	東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	_	1	_	3	国	土	交	通				確認	忍欄
	1		//1	Ł	*	ル	2	階													<u> </u>					*	
6	0	代	表者	又的	は個	人に	.関	する	事項	Į																	
1 2		役	名コー	- k		0	1		7)																		
<u>(8)</u>		フ	リメ	<i>i</i> ナ		力	ス	3	力	٠	セ	丰		タ	П	ゥ											
\sim		氏		名		霞	が	関	_	太	郎	-									<u> </u>					確認	忍欄
(9)		生	年月	日		S	-	4	0	年	0	1	月	0	1	日										*	
	_	معر رو	/N-10	a	2 8 344		- 1	4 TB	_	\Iz =	مليان مام		~ RE	٠.,		·= / -	د ب		t r. 0	ця	۸.						
1 3		大 人 1	代理	人	かな		300	ි න්	百、	==	次达	八	- 関	96	0 争・	頃(2	木以	(T 1	白い	/場	一)						
(10)	フ	リフ	ザナ																								
	商	号こ	ス は																								
	名		称																								
	住		所																							確認	忍欄
	ماسا		1/1																		<u> </u>					*	
	_					1.0																	h	- . .			
1 4	(O)		代 理		であ	る港	人(の代	表	首又	は投	定	代理	払	であ	る 個	人值	に関	ます	る事	項	(未)	灭年:	者の	場合	`)	
1 4	-	氏	ソス	カカ							-				-					-	<u> </u>		-	\dashv		確認	夏爛!
			年月				_	1	_	年	Н		月		\vdash	日				<u>}</u>	<u>: </u>					# 性 pi	C-184
			, ,				1	-		ı '			74	-	1	ı -										<u> </u>	_

- ①認定申請を提出する地方整備局等を記載
- ②申請者は※印の欄には記入しないこと。
- ③法人の場合は法人番号を記入すること。
 - ※法人番号は国税庁から指定・通知される13桁の番号。 (商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)
- ④商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰で記入し、その際、 濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。なお、フリガナに会社の種類(カブシキ ガイシャなど)は記入しないこと。また、「商号又は名称」も、上段から左詰で記 入すること。
- ⑤「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑥「代表者又は個人に関する事項」について、法人の場合で代表者が複数人存在する ときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第三面の 役員に関する事項の欄に記入すること。
- ⑦「役名コード」の欄には、下表により該当する役名のコードを記入すること。 なお、個人の場合には記入しないこと。

	<u>, </u>		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
01	代表取締役	04	代表社員	08	監事	15	会計参与
	(株式会社)		(持分会社)				(株式会社)
02	取締役	05	社員	13	代表執行役	09	その他
	(株式会社)		(持分会社)		(株式会社)		
03	監査役	07	理事	14	執行役		
	(株式会社)				(株式会社)		

- ⑧氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入すること。
- ⑨「生年月日」の欄は、最初の欄には下表により該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するにあたっては、空位の□に「0」を記入すること。

М	明治	s	昭和		
Т	大正	Н	平成	R	令和

⑩項番13・14は申請者が個人で未成年者(受付け年月日時点で18歳未満)の場合に 記入すること。

Ę

別記様式第四号 認定申請書(第二面)

				(第:	二面)				
	受付番号								
	₩								
頁番 [921= N C 41 C)2								
2 1)種類 後法の免許証番号		免許等	の番号	r	免許等の	年月日	
		業者である場合)							
	貸金業の登録								
	(貸金業者	である場合)							
		住支援法人の指定番号	7	東京都知	事第 0	号	2020年4	月1日	
		慮者居住支援法人 5場合)		大居			2020年4		
	住宅宿泊管理	里業の登録番号							
		業者である場合)							
		が登録簿の登録番号 **考である場合)							
		業者である場合) 音登録簿の登録番号							確認
	(家賃債務保証	業者である場合)	国	土交通大臣	(2)	第0号	2022年4	月1日	305
		青森県 岩手県 宮城県		神奈川県 新潟県 富山県	0	京都府 大阪府 兵庫県	愛媛県 高知県 福岡県		
		秋田県		石川県		奈良県	佐賀県		
	営業地域	山形県		福井県		和歌山県	長崎県		
	(都道府県)	福島県		山梨県		鳥取県	熊本県		
		茨城県		長野県		島根県	大分県		
		栃木県		岐阜県		岡山県	宮崎県		
		群馬県		静岡県		広島県	鹿児島県		
		○ 埼玉県		愛知県		山口県	沖縄県		確認
		○ 千葉県		三重県		徳島県			305
•	4 和中大巫(4) 2 1	ナマ本が土松汁 1 の畑	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	m 学 rp 1目 fe	, # A		小学和关应目		
	1:認定を受けようと 2:直前の事業年度に 当該項目の記入を行		府県)	(別記様式				万区 現を記載 9	ବ _ତ
E	◎ 間合せを受けるた	めの連絡先							
3	担	!当部門名				カスタマー	センター課		確認
	Q.	電話番号				03-000	00-0000		306
***	住宅確保要配慮者からの	の苦情・相談窓口の連	絡先を記	記載するこ	<i>ا</i> ح				,

- ①既に有している免許又は登録がある場合、免許等の番号及び年月日を記入すること。 なお、家賃債務保証業者登録簿の登録番号又は居住支援法人の指定番号のどちらか は必ず記入すること。
- ②申請時点において家賃債務保証業務を行っている都道府県の欄に○を記入すること。 (別記様式第6号)の「直前の事業年度における営業区域(都道府県)」と同様の 場合は、当該項目の記入を省略可。

なお、認定を受けようとする者が支援法人の場合は、都道府県知事の指定を受けた 当該都道府県の区域を記入すること。

③苦情・相談窓口の担当部門名及び電話番号を記入すること。

別記様式第四号 認定申請書(第三面)

		(第三面)	
	受付番号		
	*		
項番 []			
3 1	役名コード		
3	フリガナ 氏 名		確認欄
	氏 名 生年月日	蔵が関 花子 S - 4 1 年 0 2 月 0 2 日	作出部合作用
	五十万日	3 - 4 1 4 0 2 3 0 2 1	
3 1	役名コード	0 2	
	フリガナ	カスミカ・セキ シ・ロウ	
	氏 名	霞が関次郎	確認欄
	生年月日	S - 4 2 年 0 3 月 0 3 日	*
	-	· · · — — —	
3 1	役名コード	0 2	_
	フリガナ	カスミカ*セキ サフ*ロウ	
	氏 名	霞が関 三郎	確認欄
	生年月日	S - 4 3 年 0 4 月 0 4 日	*
2.1	役名コード	0 2	
3 1	フリガナ	カスミカ*セキ シロウ	7
	氏 名	(表) が関 四郎	確認欄
	生年月日	S - 4 4 年 0 5 月 0 5 日	*
3 1	役名コード		
	フリガナ		
	氏 名		確認欄
	生年月日	月 日	*
	70 E	 	
3 1	役名コード		_
	フリガナ 氏 名		70年号对 排明
	生年月日		確認欄
	エイカロ	<u> </u>	200
3 1	役名コード		
	フリガナ		\neg
	氏 名		確認欄
	生年月日	一 年 月 日	*
		_	
3 1	役名コード		_
	フリガナ		_
	氏 名		確認欄
	生年月日		*

①申請者が法人の場合のみ記入すること。

なお、1枚で全ての役員を記入できない場合は、当該様式を複製したうえで続きを 記入すること。

別記様式第四号第一面項番12で代表者として記入した者については記入しないこと。

②「役名コード」の欄には、下表により該当する役名のコードを記入すること。 代表取締役が複数存在する場合、その全ての者について「01」を記入すること。

01	代表取締役	04	代表社員	08	監事	15	会計参与
	(株式会社)		(持分会社)				(株式会社)
02	取締役	05	社員	13	代表執行役	09	その他
	(株式会社)		(持分会社)		(株式会社)		
03	監査役	07	理事	14	執行役		
	(株式会社)				(株式会社)		

- ③氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入し、 その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」欄も姓と名の間 に1文字分空けて左詰で記入すること。
- ④「生年月日」の欄は、最初の欄には下表により該当する元号のコードを記入すると ともに、□に数字を記入するにあたっては、空位の□に「0」を記入すること。

M	明治	S	昭和		
Т	大正	Н	平成	R	令和

別記様式第四号 認定申請書(第四面)

		(第四面)	
	受付番号		
	*		
項番 ①	◎ 主たる事務所	又は営業所に関する事項	
4 1	事務所等の名称	本社	
	郵便番号	1 0 0 - 8 9 1 8	
3	所 在 地	東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 2 一 1 一 3 国 土 交 通 上 * ル 2 階 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * </td <td>確認欄</td>	確認欄
4	電話番号	0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1	*
			_
10		たは営業所の代表者である使用人に関する事項	
4 2 5	フリガナ 氏 名	カスミカ*セキ シロウ 酸が関 四郎	確認欄
6	生年月日	S - 4 4 年 0 5 月 0 5 日	※
	<u> </u>	1 1 1 T 0 0 7 0 0 0	
項番(7)	◎ その他家賃債	務保証業務を行う事務所又は営業所に関する事項	
4 3	事務所等の名称	大阪支社	
	郵便番号	2 3 4 - 2 3 4 5	
	所 在 地	大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 北 本 町 4 一 5 一 6 0 国 土 ヒ * ル 2 階 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * </td <td>確認欄</td>	確認欄
	電話番号	0 2 3 4 - 2 3 4 - 2 3 5	*
	しき事を記す	とルンツやボッルマネックはロールで用より東西	
4 4	<u> </u>	たは営業所の代表者である使用人に関する事項	
	氏 名	家賃太郎	確認欄
	生年月日	S - 4 7 年 0 8 月 0 8 日	*
_			
	◎ その他家賃債	務保証業務を行う事務所又は営業所に関する事項 	
4 3	事務所等の名称		
	郵便番号		
	所 在 地		
			確認欄
	電話番号		*
	上記事務所主	たは営業所の代表者である使用人に関する事項	
4 4	フリガナ		
	氏 名		確認欄
	生年月日		*

- ①項番41・42については、主たる営業所又は事務所に関する事項を記入すること。
- ②「事務所等の名称」の欄は、当該営業所又は事務所名のみを記入すること。 (商号は記載不要)。
- ③「所在地」の欄は、都道府県から記載し、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ ― (ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。
- ④「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ―(ダッシュ)で 区切り、左詰めで記入すること。
- ⑤氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入すること。
- ⑥「生年月日」の欄は、最初の□には下表により該当する元号のコードを記入すると ともに、□に数字を記入するにあたっては、空位の□に「0」を記入すること。

М	明治	S	昭和		
Т	大正	Н	平成	R	令和

⑦項番43・44については、その他家賃債務保証業務を行う営業所又は事務所に 関する事項を記入すること。

なお、1枚で全ての事務所又は営業所に関する事項を記入できない場合は、当該 様式を複製したうえで続きを記入すること。

別記様式第四号 認定申請書(第五面)

		受付番号	
	項番 5 1		確認欄
		家賃債務保証業務に関する内部規則等及び組織体制に関する	事項等について
7		宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第34条第6号及び第の内容であることに相違ありません。	37号に規定する事項については、
		記	
L)	0	内部規則等及び組織体制に関する事項	
	(:	1) 家賃債務の保証に係る契約の締結に関する事項	内部規則等の記載内容(注 1)
	ア	居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証 に係る申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒まないものである旨が定められてい る。	家賃債務保証業務マニュアル第35条第1項 (要配慮者との契約締結)
	イ	家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、当該住宅確保要配慮者の親族ほか関係者(自然人)の連絡先に関する情報の提供を求めないものである旨が定められている。	家賃債務保証業務マニュアル第35条第2項 (要配慮者との契約における緊急連絡先)
	ウ	家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、保証人の設定を求めないものである旨が定められている。	家賃債務保証業務マニュアル第35条第3項 (要配慮者との契約における保証人)
	H	家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあった場合の具体的な対応方法が定められている。	家賃債務保証実務手順 P5~8
	オ	家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証委託契約に係る契約の締結の条件を提示する場合の具体的な対応方法が定められている。	家賃債務保証実務手順 P9・10
	カ	家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者等から家賃債務の保証に関する問合せ等がなされた場合の具体的な対応方法が定められている。	相談対応マニュアル第15条 (要配慮者からの問合せ対応)
	(:	2)帳簿の備付け等に関する事項	内部規則等の記載内容(注1)
	ア	家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、法第76条第1項に基づく帳簿の記載及び保存に関する具体的な実施方法が定められている。	家賃債務保証業務マニュアル第20条 (帳簿管理)
	イ	家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、法第76条第2項に基づく書類の保存に関する具体的な実施方法が定められている。	家賃債務保証業務マニュアル第21条 (その他書類管理)
	0	家賃債務保証業務の実施の方法に関する事項	
	P	①住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に係る標準的な契約の内容及びその締結の条件、②住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に係る契約の締結の実績について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものであること。	図 in a f 2 を in the state of
	ィ	住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に係る保証料が、家賃債務の保証の実施に要する費用に照 らして不当に高いものでないこと。	(鉄当する場合はチェックボックスに要チェック)
		注1) ・「内部規則等」とは、内部規則その他これに遵ずるものをいう。(業務マニュアル等を含む。)・「内部規則等の配載内容」は、内部規則等の配載内容を転配するほか、該当条文等を示すことで ・法第72条第3項に規定する添付書類として、内部規則等の写しを添付すること。 注2)公示方法を配載すること。	きまい。
		氏名又は名称霞が開保証株式会社	٦
		(法人である場合)代表者氏名 代表取締役 霞が関 太郎	

(未成年である場合) 法定代理人の氏名又は名

○○地方整備局長 殿

- ①「内部規則等及び組織体制に関する事項」の欄は、それぞれの項目に該当する内部 規則の該当条文等を記載し、当該内部規則等の写しを添付すること。
- ②「家賃債務保証業務の実施の方法に関する事項」の欄は、それぞれの項目に該当しているかを確認のうえ、チェックボックスにチェックを記入すること。また、イについては、**括弧内に公示方法を記入すること**。

別記様式第五号 誓約書

別記様式第五号(第三十五条第一号関係)

(A4)

誓 約 書

(1)

私は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第73条各号のいずれ にも該当しない者であることを誓約します。

〇年〇月〇 日

申請者住所または主たる
事務所又は営業所の所在地
氏 名 又 は 名 称
(法 人 で あ 者 氏 合)
(未成 年 で ある 又 は 合)
(未成 年 で 大 の氏名又は 合)

東京都千代田区霞が関2-1-3国土交通ビル2階

霞が関保証株式会社 代表取締役 霞が関 太郎

○○地方整備局長 殿

①以下の欠格条項に該当しないことを確認のうえ誓約書に必要事項を記入すること。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を 経過しない者
 - 三 第七十九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 四 暴力団員等
 - 五 心身の故障により家賃債務保証業務を適正に行うことができない者として国土 交通省令で定めるもの
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が 前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員又は国土交通省令で定める使用人のうちに第一号から 第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 個人であって、その国土交通省令で定める使用人のうちに第一号から第五号 までのいずれかに該当する者があるもの
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記様式第六号 業務の状況に関する書面

(A4)

別記様式第六号 (第三十五条第七号関係)

業務の状況に関する書面

1. 家賃債務の保証に係る業務の業務開始時期等

1	法人設立	2022年 4月
2	家賃債務の保証に係る業務の業務開始	2022年 4月
	家賃債務の保証に係る業務の業務継続期間	満 3 年 ○ か月

2 直前の事業圧度の業務の出知

旦則の事業中及の業務の	ハル							
③ 期間 2	024年	4月 1日カ	4	202) 報告基準		3月 31日 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 5 4 5 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7		
5 保証契約の実績	保有	契約件数						12,000件
米証 关於00天旗	新規	契約件数						3,000件
6 主に提供する商品の 保証範囲		■滞納賃料 ■原状回復 ■訴訟費用 □その他(■残置物撤去費用)			
		北海道	0	東京都		滋賀県		香川県
		青森県		神奈川県		京都府		愛媛県
		岩手県		新潟県	0	大阪府		高知県
		宮城県		富山県		兵庫県		福岡県
		秋田県		石川県		奈良県		佐賀県
営業地域		山形県		福井県		和歌山県		長崎県
(7) (都道府県)		福島県		山梨県		鳥取県		熊本県
		茨城県		長野県		島根県		大分県
		栃木県		岐阜県		岡山県		宮崎県
		群馬県		静岡県		広島県		鹿児島県
	0	埼玉県		愛知県		山口県		沖縄県
	0	千葉県		三重県		徳島県		

(※) 支援法人である場合は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64条第1項に基づく都道府県知事の認可を受けた債務保証業務規程を添付すること。

- ①2.の直前の事業年度の業務の状況の期間について、法人については、各申請者における直近の終了した 事業年度を、個人については、直近の終了した暦年(1月1日~12月31日)を記入すること。
- ②2.の直前の事業年度の業務の状況の報告基準日について、法人については直近の終了した事業年度中の 目を、個人については直近の終了した暦年中の日を設定し記入すること。
- なお、家賃債務保証契約の実績については報告基準日において有効な契約に基づく件数を記入すること。 ③2.の営業地域について、報告基準日において家賃債務保証を提供している都道府県の欄に○を記入すること。

○年 ○月 ○日

マ は 名 称

霞が関保証株式会社

(法人である場合)代表者氏名

○○地方整備局長 殿

代表取締役 霞が関 太郎

(未成年である場合) 法定代理人の氏名又は名称

- ①登記事項証明書に記載されている法人設立年月を記入すること。
- ②家賃債務の保証に係る業務を開始した年月を記入すること。 なお、添付書類として想定されるものとしては、家賃債務の保証に係るパンフレッ ト(作成年月日が記載されているものに限る。)や賃貸人又は賃借人等との間で 締結した家賃債務の保証に係る契約書(契約年月日が記載されているものに限る) の写しなどが挙げられる。
- ③直前の事業年度の業務の状況の期間は、法人の場合、各申請者における直近の終了 した事業年度を記入すること。個人の場合、直近の終了した暦年(1月1日~12月 31日)を記入すること。
- ④「報告基準日」は、法人の場合、直前の事業年度中の任意の日を記入すること。 個人の場合、直前の暦年中の任意の日を記入すること。(事業年度や暦年の最終日 でなくても可)
- ⑤「保証契約の実績」は、報告基準日において有効な契約に基づく実績を記入するこ と。なお、報告基準日時点で実績が全くない場合は、各欄に「0」と記入すること。
- ⑥「主に提供する商品の保証範囲」の欄は、代表的な商品の保証範囲について該当する ものをチェックすること。なお、記載している保証範囲以外にも該当するものがあれ ば、「その他」をチェックし、具体的な内容を記入すること。
- ⑦「営業地域」は、報告基準日において家賃債務の保証に係る業務を提供している都道 府県の欄に○を記入すること。

別記様式第七号 第37条の規定に係る届出書

国交省関係住宅SN法施行規則 別記様式第七号(第三十七条関係) (A4)

○年○月○日

○○地方整備局長

届出者住所

又は主たる事務所等の 東京都千代田区霞が関2-1-3国土交通ビル2階

氏 名 又 は 名 称 霞が関保証株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 霞が関 太郎

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第37条の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない 状態となったので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第37条の規定に 基づき、届け出ます。

1 氏名	霞が関 花子
2 生年月日	昭和41年2月2日
③ 届出者との関係	取締役
4 認定番号	国土交通大臣(認定)第○○号

備考

- 1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2. 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の 診断書を添付すること。

- ○認定保証業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定保証業者又はその 法定代理人、役員若しく使用人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、当該別記様式第七号 による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考と なる所見を記載した医師の診断書を添え、提出すること。
- ①精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが できない状態となった者の氏名を記入すること。
- ②精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが できない状態となった者の牛年月日を記入すること。
- ③精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎诵を適切に行うことが できない状態となった者と届出者との関係又は役名を記入すること。
- ④大臣認定を受けた際に通知される認定番号を記入すること。

別記様式第八号 変更届出書

国交省関係住宅SN法施行規則

別記様式第八号 (第三十九条第一項関係)

(A4)

○年○月○日

○○地方整備局長

届出者住所又は主たる事務所等の所在地

又は主たる事務所等の 東京都千代田区霞が関2-1-3国土交通ビル2階

氏 名 又 は 名 称 霞が関保証株式会社

10 HH /n 3-- Lu_1s A 41

代 表 者 氏 名 代表取締役 霞が関 太郎

家賃債務保証業務に係る認定申請書の記載事項の変更届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第74条第1項の規定に基づき、 家賃債務保証業務に係る認定申請書の記載事項の変更を届け出ます。

1 認定番号	国土交通大臣(認定)第○○号					
② 変更に係る事項	変更前	変更後 変更 年月日		4 変更理由		
(別記様式第四号第一・四面)	東京都千代田区霞 が関2-1-3 国土交通ビル2階	東京都千代田区霞 が関2-1-3 国土交通ビル8階	○年○月○日	本社の引越しに伴 い所在地が変更と なったため。		
・役員の変更 (別記様式第四号第三面)	新規	役員2名の追加	○年○月○日	役員2名の就任に 伴い役員情報が変 更となったため。		

備老

- 1. 認定保証業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2. 未成年である場合は、法定代理人の氏名又は名称も記載すること。
- 3. 認定申請書の記載事項の変更が添付書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の添付書類を 添付しなければならない。

- ○認定申請書の記載事項に変更がある場合、**当該別記様式第八号及び変更後の認定申請** 書(添付書類の変更が伴う場合は変更後の添付書類も添付)を提出すること。
- ①大臣認定を受けた際に通知される認定番号を記入すること。
- ②認定申請書の記載おいて変更となった事項の概要及び変更箇所を記入すること。
- ③認定申請書の記載事項を変更する事由が生じた年月日を記入すること。
- ④認定申請書の記載事項を変更する理由を記入すること。
- ⑤変更事項が複数ある場合、行を分けて記入すること。

別記様式第九号 廃止届出書 / 別記様式第十号 標識

国交省関係住宅SN法施行規則 別記様式第九号(第四十条関係) (A4)

○年○月○日

○○地方整備局長 殿

 届 出 者 住 所
 東京都千代田区霞が関2-1-3国土交通ビル2階

 所 在 地
 地

 氏 名 又 は 名 称 霞が関保証株式会社

認定に係る家賃債務保証業務の廃止届出書

代 表 者 氏 名 代表取締役 霞が関 太郎

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第75条第1項の規定に基づき、 認定に係る家賃債務保証業務の廃止を届け出ます。

氏名又は名称	霞が関保証株式会社				
(法人の場合) 代表者の氏名	代表取締役 霞が関 太郎				
主たる事務所等の所在地	東京都千代田区霞が関2-1-3国土交通ビル2階				
認定番号	国土交通大臣(認定)第○○号				
事業廃止予定日	○年○月○日				
② 事業廃止の理由	事業を終了し廃業するため				

備考

・未成年である場合は、法定代理人の氏名又は名称も記載すること。

- ←別記様式第九号 廃止届出書
- ①認定に係る家賃債務保証業務を廃止する予定の年月日を記入すること。
- ②認定に係る家賃債務保証業務を廃止する理由を記入すること。

国交省関係住宅 S N 法施行規則 別記様式第十号(第四十三条第一項関係)

標 識

				認定	家 賃 債 務 保 証 業 者 票	
認	定		番	号	国土交通大臣(認定)第 ○○ 号	
認	定	年	月	日	○年○月○日	
商	号ま	た	は名	称	霞が関保証株式会社	J
代	表	者	氏	名	代表取締役 霞が関 太郎	
主#	たる事務	所领	等の所	在地	東京都千代田区霞が関2-1-3国土交通ビル2階 電話番号 03(5253)8111	

↑別記様式第十号 標識

○営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げること。